

# MY企業年金通信

No. 2014-03

明治安田生命保険相互会社  
 総 合 法 人 業 務 部  
 団体年金コンサルティング室  
 T E L : 03 - 3283 - 9094

## 【今号のコンテンツ】

| NO | 内 容   | 分 類  |    |    |     |
|----|---|------|----|----|-----|
| 1  | 【退職給付会計関連】会計基準の改正に伴う計算前提の選択結果および割引率への影響について | 厚年基金 | DB | DC | その他 |

2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表され、退職給付債務等の計算方法について、期間帰属方法および割引率の見直しが行なわれました。当該見直しを適用することになる2015年3月期の期首計算について、当社で受託する退職給付債務計算サービスにおける計算結果等を集計し、「期間帰属方法・割引率の基礎とする債券の種類を選択結果」および「割引率への影響と考察」についてご報告いたします。

## ポイント

### 1. 期間帰属方法・割引率の基礎とする債券の種類を選択結果

- (1) 期間帰属方法 給付算定式基準70% 期間定額基準30%
- (2) 割引率の基礎とする債券の種類 国債62% 優良社債38%

### 2. 割引率への影響と考察

#### (1) 割引率への影響

改正前 (平均残存勤務期間に対応する国債応募者利回りに基づく割引率) 平均1.01%

改正後 (デュレーションアプローチによる加重平均割引率) 平均0.85%

#### (2) 改正前後の割引率の水準が異なる理由

平均残存勤務期間とデュレーションの年数の差による影響が大きいことが考えられます。

平均残存勤務期間の平均14.6年 デュレーションの平均11.6年

なお、本資料における諸数値は当社で受託する退職給付債務計算サービスにおける計算結果等を元に作成したものです。企業全体の一般的な傾向とは異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

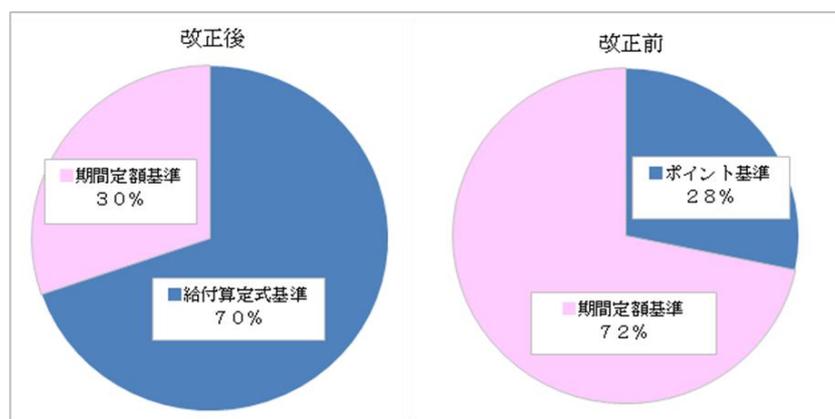
## 1. 期間帰属方法・割引率の基礎とする債券の種類を選択結果

2014年3月期の期末および2015年3月期の期首の計算結果等から、会計基準の改正による退職給付債務等の計算方法見直しの適用に伴う計算前提の選択結果をご報告いたします。

### (1) 期間帰属方法

期間帰属方法は、給付算定式基準70% 期間定額基準30% という選択結果になりました(図1)。改正前は期間定額基準が原則とされていましたが、改正後は期間定額基準と給付算定式基準の選択適用となりました。改正後は給付算定式基準が多数を占める結果となりましたが、将来的に国際会計基準の適用を視野に入れた企業が、国際会計基準で原則とされている給付算定式基準を選択したことなどが影響を与えているものと思われます。

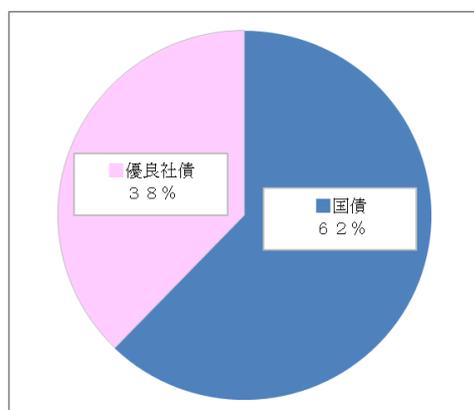
図1 期間帰属方法の選択結果



### (2) 割引率の基礎とする債券の種類

割引率の基礎とする債券の種類(加重平均割引率設定のために参照するイールドカーブ)は、国債62%、優良社債38%という選択結果になりました(図2)。これまでは、情報の入手しやすさなどから国債の利回りが多かったと思われるが、優良社債が一定割合選択された結果となりました。割引率の基礎とする債券の種類については今回改正されていませんが、国際会計基準で原則とされている優良社債が多く選択されたことなどが影響を与えているものと思われます。

図2 割引率の基礎とする債券の種類を選択結果



## 2. 割引率への影響と考察

2014年3月期の期末および2015年3月期の期首の計算結果等から、会計基準の改正による割引率への影響を確認するため、会計基準改正前後の割引率を比較しました。

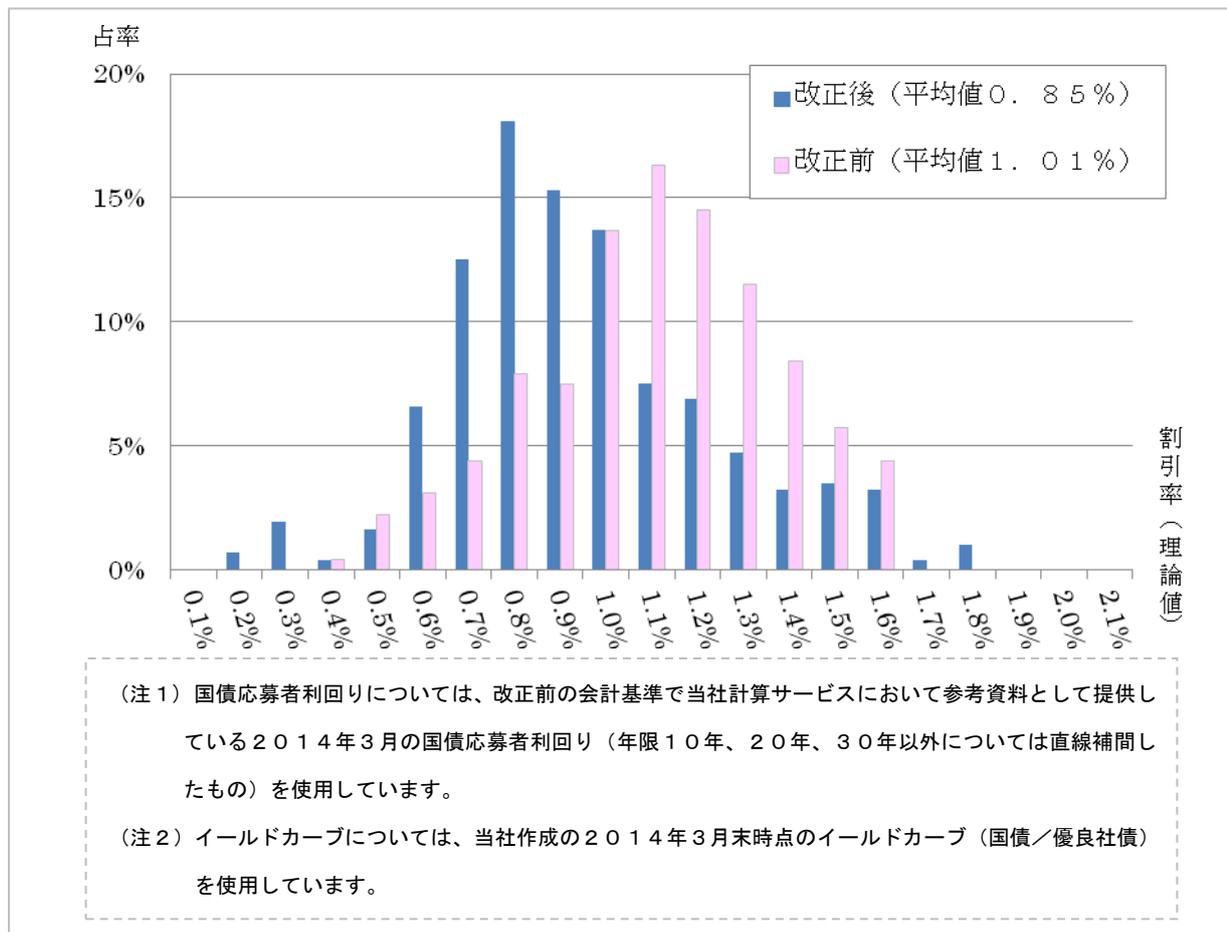
### (1) 割引率への影響

割引率について、改正前の会計基準では実務上は平均残存勤務期間に応じた単一の割引率を使用する企業も多かったと思われますが、改正後の会計基準では例えば退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率や退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用することになっています。改正による割引率への影響を確認するため、以下の方法で改正前後のそれぞれの割引率（理論値）を算出し、比較を行いました。

改正前 : 平均残存勤務期間に対応する国債応募者利回りに基づく割引率  
 改正後 : デュレーションアプローチによる加重平均割引率

改正前後とも当社で理論的に算出したものであり、割引率の重要性基準等を考慮しておらず、実際の決算で使用される割引率とは異なります。また、割引率を決定する際に基礎とする利回りについて、会計基準改正前後で変更はありませんが、割引率（理論値）の算出では、改正前は一般的に入手しやすい国債応募者利回りとし、改正後は当社作成の国債または優良社債のイールドカーブ（各企業が選択）に基づく利回りとしています。

図3 会計基準改正前後の割引率（理論値）

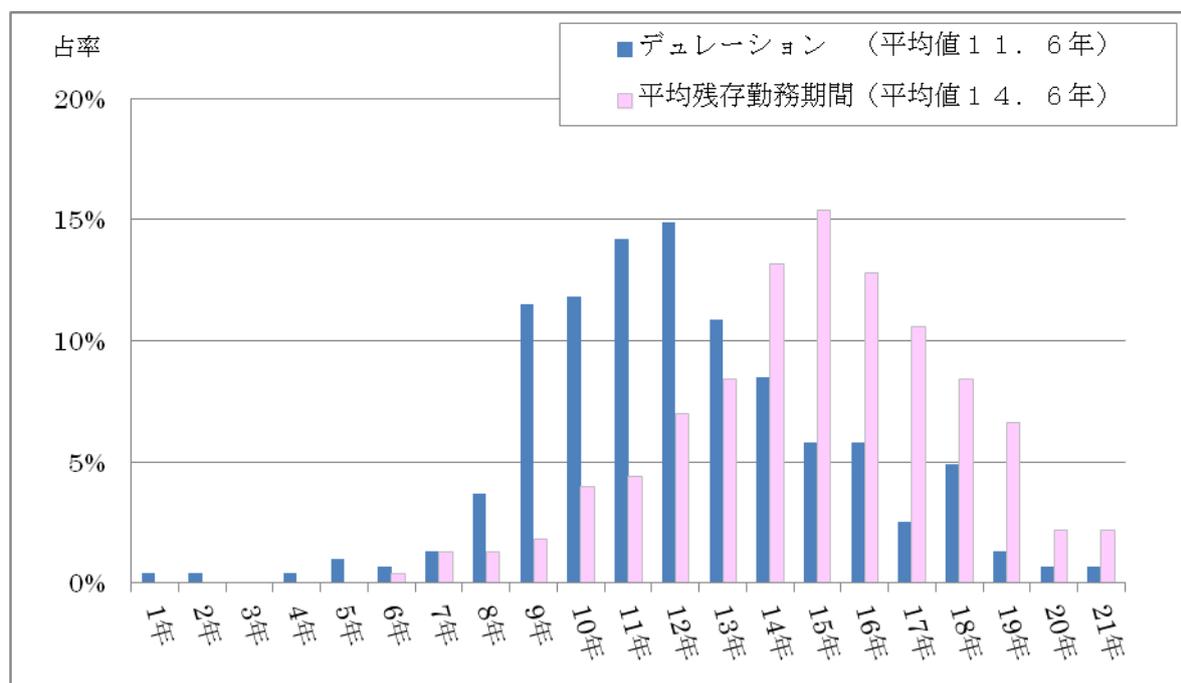


算出した割引率（理論値）を比較すると（図3）、全体的には改正後の割引率（理論値）の方が低い水準になっていることがわかります。

## （2）改正前後の割引率の水準が異なる理由

最近の日本の債券利回りは一般的に年限が短ければ低く、長ければ高い傾向があるので、デュレーションと平均残存勤務期間の水準が異なると、割引率に影響を及ぼします。割引率（理論値）の算出に使用したデュレーションと平均残存勤務期間を比較すると（図4）、全体的にはデュレーションの方が平均残存勤務期間よりも短い水準になっており、改正後の割引率（理論値）を低くする要因になったと考えられます。

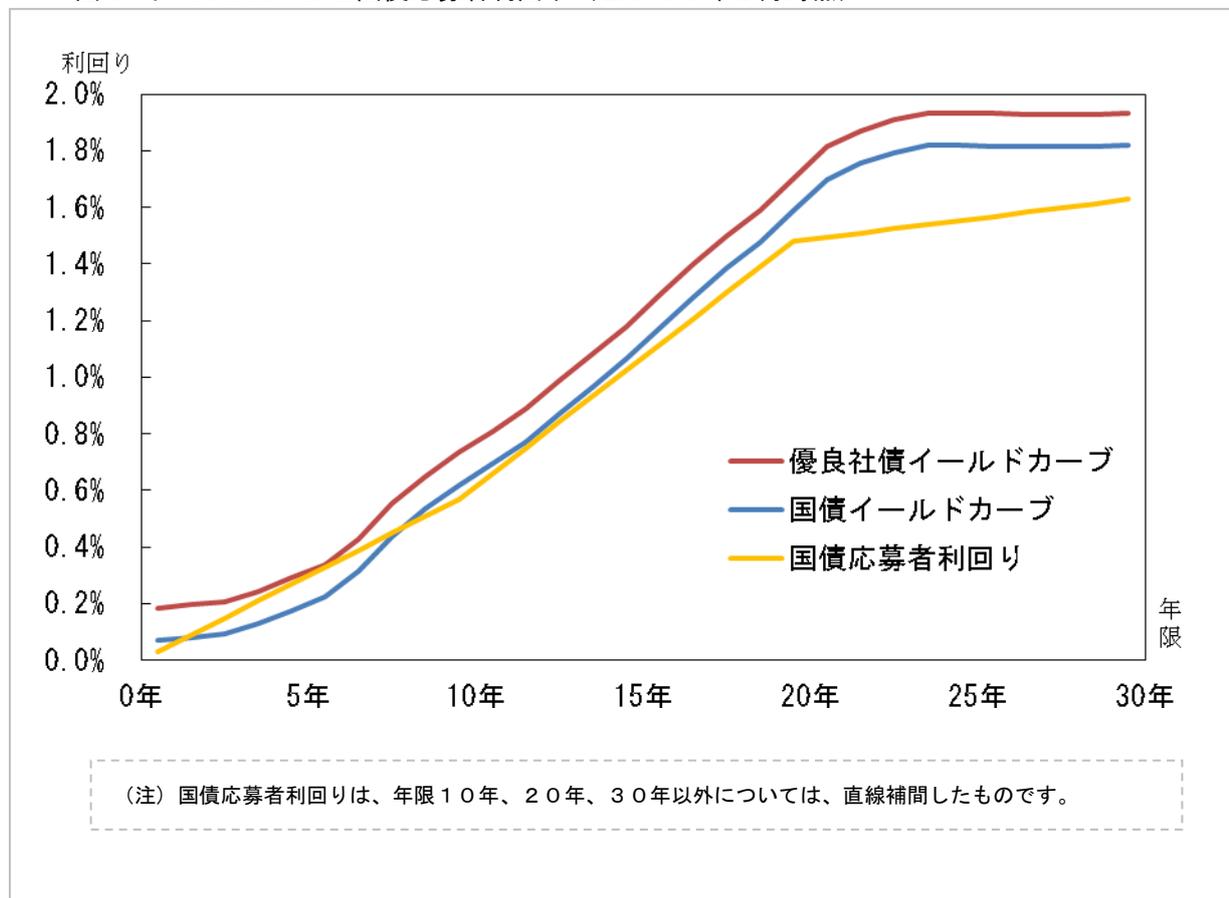
図4 デュレーションと平均残存勤務期間



デュレーションの方が平均残存勤務期間よりも短い水準になっている理由については、様々な要因があることから、一概に示すことはできません。平均残存勤務期間は従業員が基準日から退職するまでの平均勤務期間、デュレーションは給付支払額で重みづけされた給付支払までの平均期間を意味しています。一般的にはどちらも従業員が高齢であるほど短くなりますが、デュレーションは退職給付債務の金額が大きい従業員の影響を受けやすい傾向があります。一般的に、勤続期間が長く高齢の従業員は、退職給付債務が大きく、デュレーションが短い傾向があるため、このような従業員の影響を受けてデュレーションの方が短い水準になっている可能性が考えられます。

また、割引率（理論値）を算出する際に参照する利回りが改正前後で異なっていることも影響を及ぼします。図5のとおり、優良社債のイールドカーブ・国債のイールドカーブと国債応募者利回りにはある程度の差がみられますが、割引率への影響は限定的であり、デュレーションと平均残存勤務期間の差による影響を上回るものではないようです。

図5 イールドカーブと国債応募者利回り（2014年3月時点）



以上